

行財政改革特別委員会会議録

平成22年1月28日

場 所 第3委員会室

平成22年 1月28日（木曜日）

午前10時2分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 「新宮崎県公社等改革指針」の策定について

○協議事項

1. 「出資法人への関与事項を定める条例（仮称）」について
2. 委員会報告書骨子（案）について
3. その他

出席委員（12人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	武井	俊輔
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		鳥飼	謙二
委員		高橋	透
委員		河野	哲也
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫

欠席委員（1人）

委員		十屋	幸平
----	--	----	----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長 山下 健次

総務部次長 土持 正弘
(総務・職員担当)

総務部次長 萩原 俊元
(財務・市町村担当)

部参事兼総務課長 堀野 誠

部参事兼人事課長 四本 孝

行政経営課長 桑山 秀彦

財政課長 西野 博之

事務局職員出席者

政策調査課主査 松下 新一

政策調査課副主幹 福島 久大

○丸山委員長 それでは、ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。本日は、総務部から「新宮崎県公社等改革指針」の策定について概要説明を聴取した後、委員協議において、「出資法人への関与事項を定める条例（仮称）」についてや、委員会報告書の骨子（案）について御協議していただく予定になっておりますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

総務部においていただきました。

総務部においては、公社等改革指針の見直しを進められており、先日の委員会において、新

しい指針の対象法人の範囲について説明をいただいたところではありますが、本日は、改革の視点・方向性や改革の数値目標などを含めた新しい指針全体の概要について説明をいただきたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○山下総務部長 おはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

本日の説明事項でございますが、ただいま委員長からございましたように、「新宮崎県公社等改革指針」の策定についてでございます。詳細につきましては行政経営課長から説明をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○桑山行政経営課長 それでは、私のほうから、新しい指針について御説明をいたします。

公社等改革につきましては、これまで、この特別委員会におきましてさまざまな御意見をいただきながら新しい指針の策定について検討を進めてまいりましたが、このたび、お手元に別冊でお配りしておりますとおり、「新宮崎県公社等改革指針（案）」ということで取りまとめたところでございます。

新たな指針の概要につきましては、お手元の特別委員会資料に基づき御説明したいと思ひます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思ひます。まず、新たな指針の特徴といたしまして2つの見直しのポイントを掲げております。1点目が「対象とする公社等の見直し」でございます。見出しの後ろに「（新指針第5）」と書いてありますが、これは別冊の記載場所の表示でございます。この対象とする公社等の見直しにつきましては、既にこの委員会で

も御説明し、御議論いただいたところではありますが、従来からの基準であります「県の出資（出えん）」につきましては、一定比率以上のものを対象とすることといたしまして、出資比率の低いものを対象から除外する一方、新たに「県の人的関与及び財政的関与」を基準に加えることによりまして、より幅広い観点から県の関与度を判断いたしまして対象公社等を選定したところでございます。

具体的には表に記載のとおりでございますが、①が出資に関する基準であります。県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人が25法人該当いたします。

それから、②が県の人的・財政的関与に関する基準でございます。（ア）は、現役の県職員を派遣している場合で、県の財政支出の法人収入に占める割合が50%以上、または財政支出額がおおむね1億円以上に該当する法人が10法人でございます。（イ）が、県の退職者が常勤の役員に就任している場合で、財政支出に関する基準は（ア）と同じでございますが、5法人が該当いたします。

それから、③がその他特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人ということで、商法法人ミヤチク、ソフトウェアセンターのほかに、委員会からお話のありました、県の財政支出割合が指定管理料等を含めて80%以上と非常に高い比率の法人3法人、治山林道協会等をここに加え5法人、合わせまして45法人が新指針の対象となっているところでございます。

対象公社等の一覧につきましては、めくっていただきまして、3ページ、4ページに一覧表として記載しております。

なお、この中で、4ページの中ほどちょっと

下のほう、左側の通し番号で38番宮崎県中小企業団体中央会につきましては、基準の②（イ）に該当しております。県の退職者が常勤役員となっておりまして、県の財政支出が64%ということでしたが、これまでの調査から漏れておりまして、今回、新たに追加させていただいております。訂正とお詫びを申し上げます。

済みませんが、1ページのほうに戻っていただきたいと思っております。見直しのポイントの2点目が、2の「数値目標の設定」であります。表のとおり3つの数値目標を設定しまして改革に取り組むこととしております。この公社等改革指針においては初めての取り組みでございます。

まず、①の法人の統廃合等により対象公社等の数を1割程度削減を図ることとしております。具体的には、法人の解散や統合による法人そのものの削減のほか、県の人的・財政的関与につきまして、上の表の基準を下回るように関与の縮減に取り組むことによりまして、対象公社等の数を、現在の45法人から25年4月1日現在で40法人へ、5法人程度の削減を図りたいと考えております。

それから、②の対象公社等の常勤役職員への県職員派遣数につきましては1割程度削減することとしております。基準としております昨年4月1日現在で102人の職員が公社等に派遣されておりますけれども、このうち役員につきましては、これまでの取り組みによりまして削減が進んで4人となっておりまして、102人から4人を除いた残りの98人は、事務局長以下の一般職員、実働部隊というんでしょうか、そういう形で公社等に派遣されております。今後、公社等における業務の効率化による人員配置の見直し

等進めていくことによりまして、25年4月1日時点で12人程度、あるいはそれ以上の削減を進めてまいりたいと考えております。

それから、最後の③対象公社等への財政支出額であります。補助金や委託料等の見直しなどを進めることによりまして、当初予算ベースで、25年度当初には21年度対比で20億円程度の削減を図りたいと考えております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。ただいま御説明しました見直しのポイント以外のこの指針の概要でございます。まず、1の「改革の基本的な考え方」でございます。

(1)の公社等の統廃合及び経営自立化の促進でありますけれども、公社等の役割や県の関与のあり方を徹底的に見直すことによりまして、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。(2)は、先ほど御説明いたしました数値目標を設定することによりまして、実効性、確実性のある改革を進めていく考えでございます。また(3)は、公社等の経営状況等につきましては、インターネット等を活用した情報公開を行いまして改革の透明性を高めてまいりたいと考えております。

それから、2の「改革の推進期間」につきましては、平成22年度から24年度までの3年間としております。

次に、3の「公社等ごとの改革の視点・方向性」でございますが、それぞれの公社等の主要な事業につきましての必要性や公益性、また今後の改革の方向性等を検討いたしまして、今後3年間の改革工程表を作成して改革に取り組むこととしております。商法法人を除きますそれぞれの公社等の工程表は、別冊の11ページ以降に掲載しております。この場での説明は省略させていただきますと思っております。

次に、4の「改革の具体的な取組事項」についてでございますが、まず、(1)の公社等みずからが主体的に取り組む事項でございます。①から③にありますように、最終的な受益者は県民であるという県民本位の成果重視の経営の推進、それから財務の健全性の確保や県の財政支出に依存しない経営の自立性の向上、さらに役職員数の適正化など組織体制の効率化等について、公社等が法人格を有する事業体として主体的に取り組むこととしております。

次に、(2)の県が取り組む公社等との関係の見直しでございますけれども、①と②が人的関与についてでございます。まず、①県職員の派遣は、公社等の自立化や経営責任明確化を促進する観点から、真に必要な場合に限って実施するとともに、毎年度、派遣の必要性を見直すことにしております。また、②県の退職者の推薦につきましては、公社等からの要請に基づくものであって、真に公社等の経営に有効活用される場合に限って実施することとしております。さらに、再就職の状況につきましては、透明性確保の観点から、特別な事情がある場合を除き公表することとしたいと思います。それから、③は財政的関与についてでございますが、公社等への補助金等は、必要性や事業実施効果等の視点から見直しを行うこととしまして、運営費に対する補助については廃止・縮小を図ることで努力してまいりたいと考えております。

次に、(3)の県出資金(出えん金)の取り扱いでございます。これにつきましては、1行目の後ろのほうに「新公益法人制度」とございますけれども、これは、民間にこれまで以上に公の利益になるようなことを担ってもらおうという目的で、一昨年(2019年)の12月、1年ちょっと前に、従来の公益法人制度にかわる新しい制度と

して創設されたものでございます。この新公益法人制度では、登記のみで簡単に法人が設立できる一般社団法人あるいは一般財団法人という「一般」がつくものと、公の利益を目的とする事業が事業全体の半分以上を占めるといったような一定の要件を満たす場合に認定される公益社団法人あるいは公益財団法人、この2つのタイプが新たに設けられたところであります。後で申し上げました公益社団法人あるいは公益財団法人のほうが税制上の優遇措置を受けやすくなっている制度ができております。こうした制度の改正に伴いまして、1行目の最初に、県が出資等を行っている「特例民法法人」と書いておりますが、今回の指針の対象公社等のうち、頭に「社団法人」あるいは「財団法人」とついている法人は、この特例民法法人というものに該当しまして、新しい法人制度の一般法人あるいは公益法人のいずれかに平成25年11月までに移行する必要があります。このため、この該当する法人は、この指針の推進期間であります22年度から24年度までの間に新しい制度へ移行するために県が出資等しておりますが、そうしたものを含めた保有資産の使い道などにつきまして検討を行うこととなります。その際、県の出資等は当然、一定の政策目的を持って支出がされておるわけでございますので、新制度に移行して新しい法人となった後も引き続き、県からの出資金等につきましては当初の目的に沿った活用がなされるよう検討を要請するというところでございます。

なお、その目的に沿わない活用、あるいは法人が解散するといった場合には、県への寄附ということも含めて要請をしたいというふうに思っております。

次に、(4)の情報公開の推進であります。

これまでも透明性確保等の観点から積極的に取り組んできておりますが、引き続き、インターネットの活用等によりまして、県民にわかりやすい情報公開・提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、(5)の法人ごとの主な取組事例でございます。上の3で御説明しましたように、各公社等では改革工程表というものを作成して改革に取り組んでいくこととしておりますが、そのうち主なものをここに掲げております。土地開発公社につきましては、来年度末での解散に向けて手続を進めていくことにしております。それから社会福祉事業団につきましては、県の財政支出に依存しない経営の自立化に向けて、本年度中に新たな経営計画を策定して着実に推進していくことにしております。それから畜産公社でございますが、乳牛の預託頭数の減少などによりまして債務超過が懸念される状況にありますことから、一層の経営合理化に取り組むこととしております。それから住宅供給公社でございますが、分譲事業がほぼ終了いたしますことから、組織体制の見直しによりまして効率化に取り組むほか、今後の法人のあり方についても検討することとしております。このほかの公社等につきましても、それぞれ経営基盤の強化、あるいは組織体制の見直し、県の関与による見直し等に取り組んでいきたい、このように考えております。

以上が、「新宮崎県公社等改革指針」の概要でございますが、最後に、別冊の1ページをめぐっていただきたいと思っております。下のほうにこれまでの6年間の取り組みの実績を記載しているところでございます。(1)公社等の数、(2)公社等への財政支出あるいは県職員の派遣につきましては、その縮減等に取り組みまし

て、それぞれ一定の成果が上がっているものと考えております。

今回、公社等の対象公社の選定基準を見直しましたので、公社等の一部が入れかわるわけでございますが、新たに設定いたしました数値目標の達成など、引き続き公社等改革に努力してまいりたいと思っておりますので、御理解と御指導を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

なお、この指針(案)につきましては、今後、2月の初旬に、民間の有識者で構成されております行財政改革懇談会で意見を伺った後、2月中に県の行財政改革本部で決定するというスケジュールを予定しておりますところでございます。

説明は以上でございます。

○丸山委員長 説明は終わりました。

質疑に入りたいと思っておりますが、別冊の個別案件に関しては各部局が担当しているものですから、質疑がある方は今回の資料を中心に質疑をしていただければ幸いかなと思っております。概要についての質疑等ありましたら御発言をお願いしたいと思いますと思っております。

○福田委員 ちょっとお尋ねします。新公益法人制度の中で、既存の組織が社団法人とか財団法人に移行するわけですが、作業は今からでしょうけど、どれくらい見込んでおられるんですか。

○桑山行政経営課長 平成20年12月1日に施行されまして、先ほど申し上げました平成25年11月までの5年間で移行するというふうになっております。県内の対象法人ということでございますと270程度の法人が該当しまして、この5年のうちに必要な申請を行っていただく必要がございます。

○福田委員 その270法人のうち税法上の優遇措置を受けられそうな団体はどれくらいですか。

○桑山行政経営課長 今回の新しい制度では、一般社団・財団法人は登記のみで設立できるわけですが、公益社団・財団法人につきましても認定ということが必要です。既存の社団・財団法人がどちらかに行くわけですが、認定を受けてより公益性の高いレベルとなるためには、法人で取り組んでいる事業の半分以上が公益目的の事業であるとか、収支が余り収益が上がるような状況ではない（収支相償）とかいろいろな要件がありまして、それは個別具体的に各法人においてチェックしていかないと、どちらに行くということは我々では申し上げられない状況でございます。

○緒嶋委員 これはそれぞれの公社等が主体的に、ある意味では自己努力で改革をやらにゃいかんわけですが、この方針の中では当然、そういうこともすり合わせというか、自主的な改革というのはおのずから積極的に取り組んでおられるわけですか。県の関与で初めてスタートしたというような感じじゃないわけですね。

○桑山行政経営課長 この指針をつくる過程におきましては、担当する県の課と公社等にいろいろ話をしていただきまして、別冊のほうにつけておりますけれども、それぞれの公社等がこの3年間で取り組むべき目標、改革工程表を作成していただいたところでございます。そのようなことで自主的に取り組むことも行っていたいておりますし、今後とも県としてはそういう努力を促していきたいと思っております。

○緒嶋委員 平成15年は183人が、21年は別冊では80人で、103人減になっておるわけですが、今後3年間で12人の減ということは、ある意味では減少率は——今まで絞ったからなかなか厳し

いということかと思えますけれども、102人を90人にする予定、12人減ということですが、これは人数としてはちょっと少ないんじゃないかという気もするんですが、このあたりはどうですか。

○桑山行政経営課長 今、委員がおっしゃいましたように、かなり努力して削減に努めてまいったと思っております。いわば、かなりタオルを絞って、ある程度乾いたタオルをまたさらに絞るといような状況で、数値目標的にはこれまでのような高い伸びよりは鈍化していくのではないかと考えています。その中で職員数の減少が低いのではないかというお話がありました。冒頭の御説明で申し上げましたが、削減のうち、これまでは一般職員が3分の2、役員について3分の1ぐらいの比率で減ってきております。現状を見ますと、102人のうち98人が一般職員といいますか、公社等でプロパーの方と机を並べて実働部隊として働く方を中心に今後削減していきますので、当然、公社の業務運営に支障がないようにといった配慮等必要になってまいります。そういう状況で、なかなかこれまでのようにはいかないのかなと。ただ、先般のこの特別委員会で御説明しましたけれども、県では定員適正化ということで職員の削減をしております。その際、公社等に派遣している職員も含めて削減に取り組んでいるわけですが、知事部局の場合この3年間で約6%の職員を削減しております。この倍ぐらいは削減しようということ、102人を90人、率にしますと11.6%ぐらいになるんですが、その倍ぐらいは削減したいということでこの数値目標を設定したところでございます。

○緒嶋委員 特にプロパーの人たちの年齢とかによって、職場を廃止するということはいろいろ

ろと大変なこともあるから、県から出向しておる人の数をいかに減らすかというのが一つのポイントではないかという気もしますので、今後とも努力は続けていただきたいと思います。

それと、運営費に対する補助を廃止・縮小と言われておりますが、実際どのくらいの運営費に対する補助がなされておるわけですか。

○桑山行政経営課長 「運営費補助」という言葉自体が、ある意味ぼやっとしたような表現でございまして、明確に定義できないところがありますけれども、例えば〇〇事業費補助といった特定の事業目的の補助を除いて考えますと、全体の130億円の財政支出の1割以下の状況だというふうに認識しております。

○緒嶋委員 それと、県の出資金（出えん金）、改革によって寄附も含め検討を要請するということではありますが、これは具体的にそういう動きもなされておるわけですか。

○桑山行政経営課長 具体的な動きと申しますか、ただいま各法人が新しい法人制度への移行に向けて、自分のところで行っている事業の見直し、検討をいろいろやっております。その中で、例えば基本財産に県が出えんしている、その基本財産をどう取り扱うかというようなことも議論の中に入ってまいります。その際、県が出した趣旨に沿って使ってくださいという要請です。具体的には目に見えた形では情報を得ておりません。

○鳥飼委員 基本的なことをお尋ねしたいと思います。

公社等ということで、さっきの指針では15年度に63と書いてあるんですが、県の何らかの関与があった公社等ということで、今いろいろな見直しがされています。設立当初、設立に当たってはすべて県が関与してきた公社と、県が

行政需要を満たすために必要であるということで、原課といいますか主管課が関与しながらつくり上げてきたというのが発足の経緯ではないかと思うんです。そこら辺についてお尋ねします。なぜこの公社ができていいのかということです。そのときに県がかかわってきたのかということです。

○桑山行政経営課長 公社等につきましては、県の行政の補完的な役割を果たすということによって位置づけられているところでありまして、県が直営、みずからやるだけではなくて、ある場合には民間団体と一緒に進んでいくべきだとか、もっと自由度を持って取り組むほうがいいとか、政策実現を目指す中で手段の一つとして公社というものが設立されているのではないかと考えております。

○鳥飼委員 それで、特別法に基づいたものがあつたりいろいろあるだろうと思うんです。今度の資料をいただきましたら、平成15年度は63あつたのが49ということで、14公社等がなくなっていますよということですが、当然、公社等がなくなるということは、そこに働いていた人たちもいなくなるか、雇用関係を解消することになるだろうと思うんです。そこは行政経営課としてはどんな状況にあるかつかんでおられますか。

○桑山行政経営課長 これまで公社が減少してきたわけですが、この中で具体的にどのような取り扱いがなされたかというところまでは、申しわけありませんが、把握しておりません。基本的な考え方として、統廃合等によってそういう問題が生じる場合には、雇用の継続について、例えば別の公社等での採用を行うということもあり得ると思いますが、いろんな取り組みがなされてきたというふうに聞いており

ます。

○鳥飼委員 確かにそういう取り組みが個々にやられてきたのかなという感じがします。例えば公園協会は、指定管理者制度が導入をされてかなりの人が首を切られたという状況がございました。それから総合運動公園の中に青少年センターというのがあったんですけども、あそこもそもそもがなくなってしまうということで、職場がなくなるということもございました。時代の必要といいますか行政の必要性に応じて変わっていくのは当然ですけども、その際に、個別に対応するのではなくて、何らかの県としての考え方があるべきだと思っているんですけども、そういうものがございますか。

○桑山行政経営課長 この指針の中ではそういったものを明確にうたっているものはございませんけれども、基本的には、公社等が廃止されることなどによりまして職場がなくなるということであれば、そこに従事している方々の雇用、働く場所の確保に努めるようにということは、現実的には努力しているところでございます。また、そういう意味で、プロパー職員の採用ということに関しては、公社等が未来永劫続くのかという問題もありますので、慎重に対応するよう要請もしているところでございます。

○鳥飼委員 個別には確かにそういう努力をいただいていると思うんです。そういう話も聞いています。しかし、結果として今も失業して困っているという人もおるわけですね。情としても当然、新しい職場なり何かの職のあっせんをというのはあるんですけども、行財政改革を進めるのであれば、その実施に当たっては、各主管課においてはこういうふうに対応してほしいなりのものが当然あるべきではないかと思っておりますので、そこは十分な配慮をお

願いしたいと思えます。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、入札制度がありまして、きのうも委員会でいろいろ議論があって、応札率の額を85%から90%までに引き上げてきたという報告がありました。その中に、いろんな地域のものを総合評価をしていくということも加味されてきてそういう状況でございますけれども、現在、宮崎県が行っている事業について、県外の業者の人たちがそれをとっていくといいますか、聞こえが悪いですけども、入札ですから安いほうでやる。そういうことになっていって、必然的に運営ができなくなるということが考えられるんです。そこら辺について協議なり検討しておられるのかどうかお尋ねします。

○桑山行政経営課長 公社等に関して考えられるのは、指定管理者制度あたりで、この対象公社にも5つぐらい指定管理者となっている公社等があると思いますが、おっしゃるように、できれば県内の団体が受注することが望ましいのではないかと思いますけれども、それは指定管理者を公募する際にいろんな条件をつけてまいりますので、その中で個別に検討していきたいと思っております。

○鳥飼委員 指定管理者の場合もあるし、そうでない場合もあると思うんです。私は本会議でも申し上げましたけれども、入札のときに、公の庁舎の警備とか清掃についても5割ぐらい削減になったとあって胸を張られたんですけども、それはおかしいですよと、そういう部分についても最低基準を自治省は改正して認めているんだからということで、総務部のほうでつくっていただきました。そういう努力もしていくべきではないか。総務部としてもそういうところに目配りをしながら行財政改革を進めてい

ただかないといけないのではないかと思うんです。先ほど委員長から、個別のものについてはそれぞれのところで議論をお願いしますというお話もございました。確かにそういう議論になっていくんですけれども、大枠としては行財政改革指針の中で決められていくわけですから、そこはそこでしっかりとした考え方の指針なりを示していただきたいというのがあります。それは要望しておきます。

公社等がなくなってよかったよかったですよ。済めば、確かにそれでいいんですけれども、そこで働いている人たちが結局職場もなくなっていく。あれは4～5年前になりますか、青少年研修センターが一気になくなってしまったということがありますので、そこは十分この指針を進める立場にある総務部として配慮していただきたいと思いますので、しっかり受けとめていただきたいと思います。今のは要望ということ。

それと、委員会で条例を議論しているんですけれども、それとの関係といいますか、3月に定められるということですが、特にそこで条例を制定した後に云々ということにはならないということですか。

○桑山行政経営課長 この公社等改革指針につきましては、私ども執行部が、これまでもそうでしたし、今後ともみずからの取り組みとして進めていくものであると思います。その中で、毎年度の公社の改革への取り組みにつきましては、副知事トップの委員会をつくっておりますので、そこでいろんな評価をして、それを自己評価、あるいは担当部局、県庁全体としての評価をして、年末にホームページに出している、そういう取り組みをしております。そうした我々の流れと、今回、条例を検討されているという

ことですので、その辺とどのように組み合わせを進めていくか、その辺のところは必要な調整をさせていただきたいと思っております。

○鳥飼委員 最後にもう一つだけ。例えば、先ほど言われた中小企業団体中央会、これまで漏れていたというようなことですが、これは②（イ）に該当するということで、②（イ）は常勤の役員就任と50%、または1億円以上ということになっているんですけど、今までは出資している公社等すべてを対象にしてきたわけですから、これは新たに付け加えられたのか。これは前の資料からすると抜けて……どういう意味ですか、もう一回説明をお願いします。

○桑山行政経営課長 これは、出資等は行っておりませんので、現行の公社等改革指針の対象ではございませんでした。今回の対象の見直し、人的・財政的関与を設けたことに伴いまして、その時点で入ってくるべきものであったわけですが、私どもの調査漏れで、大変申しわけありませんけど、今回、このような時期での追加となった次第でございます。

○鳥飼委員 もう一つ、4ページの社会福祉事業団、これは社会福祉法人ですから公益法人と関連しないということですが、これは②（ア）ですから、おおむね1億円以上ということで、9億8,000万円、24.9%ということになっていますけれども、今後はこれまでのような再生のための補助はなくなりますよね。そうしますとこういう多額のもの22年度からはなくなっていくのではないですか。

○桑山行政経営課長 委員のおっしゃいますとおり、交付金が来年度からは減額ということになるんであろうと思います。そうするとこの額は落ちることになります。ただ、この公社等改革指針策定に当たりましては、一定の基準日を

設けまして対象として選んでおりますので、仮にこの数値が下がるとしても、この3年間は引き続き対象として取り組んでまいりたい、自立化の促進に努力してまいりたいと思います。

○鳥飼委員 わかりました。22年度からはここがぐっと下がって対象にはならないということですがけれども、今回は基準日に該当するというです。そういうのも一つありますけれども、委員会でも行かれたように、かなり施設も老朽化しております。あれでいいのかというのは、また経営計画を立てられると思うんですが、昭和50年代に建てられたころのあり方がどうかという議論も当然されてくるだろうと思うんです。県もかかわってきた施設ですから、今後もかかわっていく必要があるという意味で、残していただくというのはそれなりに私はいいと思っているんです。ただ、経営的なものだけじゃなくて、中身もぜひ総務部のほうでいろいろ見ていただきたいということをお願いしておきます。

○星原委員 教えていただきたいんですが、1ページの数値目標の設定の中で、21年の4月現在で45法人が、25年の4月で5法人減で40になるということですが、この5法人というのは、45の中からどういったものを組み合わせてというのはでき上がっているんですか。それとも、ただ1割ということに決めてこれから縮めようとしているのか、目標があつてそれをすれば40になるように決めているのか、どちらで決められているのか。

○桑山行政経営課長 この45から40ということについては、解散あるいは統合によりなくなる。そういう意味では土地開発公社につきましては22年度末、これは具体的に上がっておりますが、そのほかには具体的なものはございませ

ん。今後、公社等が県民にとって必要な存在であるか、あるいは事業実施の必要性、公益性はどうかという検討の中で出てくれば廃止等が出てくるのかもしれませんが、現時点では持っておりません。ただ、今回基準を見直したわけです。人的・財政的関与の縮減を図るというのも大きな目標でございます。したがって、公社等そのものはなくならなくても、県の財政支出あるいは人の関与がこの基準以下になる、いわゆる縮減が図られた場合には、減少する公社にカウントとしたいと考えております。

○星原委員 今、基準を決められて、その中で対象が増減してくるだろうと思うんですが、45法人を見ていくと、我々も細かいことは把握しておりませんが、設立時のいろんな目的があつたと思うんです。その主たる目的に同じような関係のものもあるんじゃないか。我々も視察に行つたと思うんですが、体育協会と施設協会は別々にしておかないといけない形なのか、体育協会の中の一部として施設協会があればまた1つ減るのかなとか、行政改革の中で減らしていくことになろうと思うんです。減らしていくことで目的を達成できなければ残さなくちゃいけない部分もあるんでしょうけれども、国にしても地方自治体にしても設立時は細かく分けてついていたと思うんです。だけど、こういう時代になってくると、目的が一緒の方向に向いているものは統廃合してもいいんじゃないかと思うものですから、今回の基準の決め方が、対象公社等の基準の決め方で果たしてそういう形になっていくのかなという懸念もするんですが、その辺はどうとらえたらいいんですか。

○桑山行政経営課長 公社等のあり方につきましては、そもそも論として、今、委員がおっしゃいましたように、当初の目的と比較してそ

の存在意義が薄れたとか、ほかの公社と目的が重複、類似しているというような状況が起きたり、いろんな状況があると思います。その場合には、公社のあり方そのものを見直すというふうにしております。これまで具体的には農政を中心にかなりの統合が図られてきているところであります。今、委員からも例示的に教育委員会のお話がありましたが、今後とも統廃合すべきではないかという視点も持って、この公社等改革は進めていきたいというふうに思っております。

○星原委員 それと、縦割り行政の中で、上から言えば、国のほうのいろんな流れの中でできていた経緯もあるかと思うんです。逆に言えば、流れてきていたものを、小回りのきくというか、両方がいろいろ入ってくる上では、一緒になったほうが縦割り行政の弊害もなくなるものもあるかもしれないという気もするんです。ですから、県民にとって利便性とかいろんな意味でプラスになるという角度からの検討はなされているものですか。

○桑山行政経営課長 今回の資料でも2ページの4(1)で「県民本位の成果重視の経営推進」というふうに掲げているところがございます。県民が最終的な受益者であるということで、今お話のありましたような利便性を高めるとか、そういうところで公社の存在意義があると思っておりますので、こういう点に十分留意しながら、公社のあり方、主な事業の進め方を検討していく必要があると思っております。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○井上委員 各委員からも出ていますが、公社設立の意義というのが非常に問われることだと思うんです。今回、特別委員会の中で条例を決めようというふうになっているわけですが、そ

の中で、「公正で透明性の高い効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする」とうたっているわけです。そういう意味で言うと、最初に課長から御説明がありましたとおり、本来、県行政の中でやるよりも幅の広い意見と幅の広い行動ができるんだということで公社になっているというふうに言えば、先ほど何人かの皆さんもおっしゃっているように、逆に、公社でやったほうが本課でやるよりも絶対にいいんだというふうになれば——私は、今回の改革指針というのはよくできているし、よく努力されているというふうに思いますが、逆に言うと、本体的なところの絞り込み、行政改革とのかかわりというのはどういうふうに整理をされるのか、ここが非常に問われるのではないかと思うんです。

○桑山行政経営課長 この公社等改革指針につきましては、あくまでも公社側にスポットを当てまして、トータル的には縮減、統廃合といった方向性で基調を打ち出しているわけでございますけれども、中には、公社そのものがもっと力を入れていろんなことをやってもらったほうが県民のためにはいいだろうというようなものが、個別に判断していくと当然出てくるだろうと思います。そういった場合には、場合によってはもっと人を出すということがあるのかもしれない。全体の基調としてはこういうことでございますけれども、個別の公社の役割については十分検討、吟味した上で、伸ばすべきところがあれば伸ばす必要もあるし、削減すべきところは削減する必要があると考えております。

○井上委員 ですから、そういう意味では公社の役割というのが、本体の県行政の中でやるよりもずっと幅が広いとなってくれば、本体のほうはどうするのかということがきちんと整理さ

れないと、同じことを繰り返す。両方やっているということになると、これこそ無駄じゃないかと思うわけです。その絞り込み、いわゆる事業一つ一つの精査、公社がやっていることとのリンクはどうされるのかが知りたいです。ただ公社のところだけをすぼめていくすぼめていくというお話なので、そこだけでいいのかということ。

○桑山行政経営課長 この公社等改革につきましては、担当課がそれぞれの公社等といろんな協議をしてつくっているわけですが、おっしゃるように、担当課のところをまさしく、その業務を県直営でやったほうがいいのか、あるいは公社でやるべきなのか、まず第一に検討するところだと思います。例えば、観光は公社等でやったほうが良いとすれば、本庁組織をもっと絞り込んで逆に公社等を充実させるとか、それぞれの所管部局において、みずからの県直営分の仕事のあり方も含めて、今おっしゃるような御意見を踏まえて検討させていきたいと思えます。

○井上委員 先ほど緒嶋委員からもありましたが、今、県から出している職員が102人、実働部隊として98人。98人の8人を4年間でただ減らすという目標値だけの話にこれはなっているわけです。目標は目標なので、削減率も高いんだと先ほど御説明があったんですけども、本当に公社のほうを絞り込むとするなら、このありようというのは数的にはちょっと少ない。だから、物すごく矛盾があるわけです。公社のほうをどう見るのかということと、本体のほうをどう見るのかということとの整合性がちょっと足りないのではないかと。基本的に公社のほうは絞り込んでいってこっちでこうするんだというものがあるのか。そうじゃなくて、先ほどのお話

だと、公社も広げることもあり得るというふうにおっしゃるわけですが、そのところがいまいまいちわからないんです。

○桑山行政経営課長 県庁本体部分につきましては、「行財政改革大綱2007」等で全体で1,000人の純減ということで、それはそれとして職員の絞り込みをやっておるわけでございまして、職員を減らす中で、どういうことによって県民サービスに支障なく減らせるかといったことも当然考えるわけでございます。そんな中で、業務を効率的にやっつけようとか、民間との役割分担を考えていこう。その中で当然、公社等との関係はどうあるべきかということを考えながら、県職員のほうもそちらの計画のほうで純減を図っております。そうした中で、公社等、県直営部分も含めまして適切な業務分担を進めながら、職員の削減とともに進めていく方向になるものと思っております。

○井上委員 これは要望でよろしいんですが、具体的な議論ですよ、結局、県の行政の施策の実現度が、どこでどうした場合が一番高いのかということが望まれるわけです。そこに財政的な裏づけもあったほうが良いんだと、現実的にはそういうことだと思うんです。事業仕分けを含めて今後やっつけられると思いますが、そのときにきちんとした整理をしないと、公社が減ればそれで終わりなのか。視点をきちんとしていただかないと、そのところがあいまいなまま、両方で同じことはやっているけれども、ただ数値的に絞り込みましたよというけれども、県の施策の実現性は非常に低くなるということだと思うんです。今後、県議会も経営評価をしていくことになるので、具体的にそこについては議論をする場所になると思えますが、県のほうもそこについては経営評価ということも含め

で厳しい評価をしていただけるように、事業仕分けと一緒にきちんとしていただきたい、このことを要望しておきたい。

○高橋委員 数値目標の設定でなかなか理解し切らないものですから確認ですが、この目標数値というのは、何らかの根拠があるからこういう数値設定されたと思うんです。今まで段階を踏んで資料の積み重ねがあったりしてあるんだろうと思って、あえて聞くんですが、先ほど5法人を減らす。そのうち土地開発公社は決まっているから、あと4法人が目標になりますよね。ただ、それはあくまでも目標であって、ひょっとしたら4法人減にならないこともあるように課長のお話でとらえました。ただし、②、③の人とか財政的支援の分について満たされれば5法人でカウントするとおっしゃった。ところが、質疑の中で、必要であれば人を出す、必要であれば財政的支援もするというようなこともおっしゃるし、どういうふうに理解すればいいのか。総合的に検討を重ねた結果、①、②、③の数値を目指すというのか。ではなくて、これはあくまでも目標で、ある一定の資料に基づいてこの目標を設定したけれども、今後協議していく中で、結果的にはこの数値が満たされない場合もあり得ると理解をすべきなんではないでしょうか。幅のあるお答えがあったものから、その確認です。

○桑山行政経営課長 数値目標につきましては、現時点で達成可能ということがわかっているれば数値目標としての役割をなさないと思いますので、これが実現できるかどうかというのは今後の取り組みいかんということで、全体としてこういう目標を達成するべくしっかり努力しなければならぬと思っております。

それから、個別具体に見ますと、45というた

くさんの数の公社等が対象になっておりますので、先ほども委員からお話がありますけれども、公社等の目的とか県民に対するサービスを考えた場合に、全体としてはこういう努力目標を掲げて一生懸命努力していくということですが、個別に見るとでこぼこがあり得るということを申し上げたところでございます。

○高橋委員 目標は、しっかりとそれに向かって努力すべきことですよ。ただ、数字の結果だけがひとり歩きをする場合が往々にあります。ではなくて、コンクリートは決してしていないという理解をしいいかどうかです。先ほど、①の5法人についてはコンクリートしていないとおっしゃったように私は理解したんです。②、③に重きを置いて、人と県の財政的支援がしっかりクリアされればいいという課長のお答えだったような気がしたものですから。

○桑山行政経営課長 法人数に関して言えば、これは法人がなくなるという意味で5法人ということだけでなく、県の関与を縮減するというものも公社改革の大きな目標でありますので、県の人的・財政的関与が縮減されて、結果として基準未滿に県の関与が下がったとすれば、当然それは改革への取り組みの成果として削減数の中にカウントしていきたいと考えておるところでございます。

○高橋委員 例えば、公社の数というのは、結果的に土地開発公社だけだったということもあり得るということですね。

○桑山行政経営課長 そういうことも現時点ではない話ではないと思います。

○武井副委員長 御質問させていただきます。

4の(2)県が取り組む公社等との関係の見直しのところですが、「真に必要な場合に限って実施」とか「特別な事情」とか、非常に抽象

的な言葉がいろいろとあるんですが、①で言うと、「真に必要な場合」というのは、いつ、だれが、どういう形で公社から申請が上がってきて、どういう形でどういう議論をした結果、真に必要なだということを決定するのか、このプロセスについてお聞かせください。

○桑山行政経営課長 「真に必要な場合」というかなりきつい表現をしておりますのは、その前段にあります、やはり公社等は自立化していくべきだ、あるいは経営責任を明確にした独立した事業体であるべきだという観点から、県の関与は最小限にとどめたいという趣旨でございます。今おっしゃった、いつ申請するかということについては、いろんなケースがあります。いつ、どのようにと言われてもなかなか難しいところがあります。需要が発生したときに県の担当課なりにそういうお話があり、それを人事担当部局とも協議しながら、必要な人材を派遣するかどうか手順を踏んで決めていくというふうになろうかと思えます。

○武井副委員長 質問にお答えいただけていないかと思うんです。わかるんです。今までも多分そういうことだろうと思うんです。例えば、申請書みたいなものが紙として上がってきて、それをどういう会議で、どういうプロセスで議論をした結果、ここは真に必要ですと認めるとか、そういったフローチャートみたいなものはあるのかなのか、単に属人的なものだけで決めているのか、そこをお聞かせください。

○桑山行政経営課長 おっしゃるようなフローチャートみたいなものはございません。ケース・バイ・ケースでございます。

○武井副委員長 非常に大事だと思うんです。指針を見ますと各公社の経営状況とかいろいろ書いてあるんですが、なかなか数が減らない要

因に、県の職員の方が派遣されているという関係が非常にあると思っているんです。このあたりがブラックボックスというか不透明というか。そういった意味では、真に必要な場合というのはこういう場合のことをいいます、真に必要な場合ということはこういう形で、それを真に必要なだと判断します。だれが判断するのかと。いったことがないと、真に必要なかどうかの検証というのはできないんじゃないかと考えますが、いかがですか。

○桑山行政経営課長 概要版で御説明しておりますので、本文のほうの別冊の9ページをごらんいただきたいと思えます。公社側の自主的な取り組みの項目の中で、(3)組織体制の効率化等の③で、退職者の採用を含めて県職員の派遣を受け入れるのは、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要があるとか、業務推進に必要な知識・経験を有する人材がなかなか見つからない中で県に求める、その他経営上の観点からプロパー職員の採用抑制のために県に必要な人材を求める、こういった場合に申請が上がってきて、それに対して県がその必要性を判断することになるものと思っております。

○武井副委員長 これも読んだんです。それを読んだ上で質問しているんですが、例えば、これこれこういう理由でという申請書なりが上がるのか、県が真に必要なだという判断をだれがどういところでやるのか。総務部と担当部の部長なりがこういう会議をして、ここは必要だからこういう派遣をしますと決めるとか。結局、だれが真に必要なかという判断をしているんですか。

○桑山行政経営課長 最終的には、人の問題になりますので、総務部のほうで判断することになると思えます。

○武井副委員長 そのあたりがよくわからないんです。本来ならば、県から人を派遣するというのであれば、公社側から派遣要請書みたいなものがあり、その中でこういう議論をして——例えば情報公開が求められたときはどういう対応ができるんですか。

○山下総務部長 端的に言えば、公社等への派遣の必要性等については通常の人事異動の過程の中で、ここに定数をふやすとか削るとか、それはどういう必要性があってふやすのか、そういう議論の中で決めていくという過程をとっております。

○武井副委員長 退職者の推薦というのは通常の人事には含まれないかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○山下総務部長 それも同じ考え方でやります。

○武井副委員長 退職された方は、退職されているわけですから通常の人事異動とは違うんじゃないかと思うんです。つまり、退職された方の再就職というのは、何がしかのOBに来てほしいというリクエストがあって、その上で県が判断をしているということになるわけで、県から派遣をするという形じゃないわけですね。あくまでも要請に基づいて人を行かせるということですから、通常の人事異動とは別のものではないかと考えますが。

○山下総務部長 県職員の再就職につきましては、御承知のように公表しておるわけですが、再任用という制度が一方でございます。つまり、年金が満額支給になるまでは、相当給料額は下がりますけれども、任用するというのが基本でございます。その一方で、いわゆる公社等への再就職というのもございます。当然、県としてそこはきちんと面倒を見ないといけな

いというのがある中で、公社等から要請がある場合に推薦するというところでございます。

○武井副委員長 公社等改革指針の話ですから、面倒を見なければいけないというところは非常に気になるんですが、その議論はまた別にしたいと思います。ただ、再任用とはちょっと考え方が違いますよね。再任用というのは、あくまでも県の組織の中で、例えば自治学院の先生にOBの方になっていただくとか、そういったようなことをもって再任用と言っているわけですね。そういった意味で、このあたりのプロセスが非常に見えにくいというか、むしろ県民の皆さんからすると一番知りたいのはこのあたりではないかと思うんですが、このことは最後にしますが、「真に必要」とか「特別な事情がある場合」とか、いろいろただし書きみたいなことがあるんですが、この辺のプロセスの透明化を図っていくことはできないものではないでしょうか。

○桑山行政経営課長 ただいまお話にありました「真に必要な場合」というのが、2ページの4の(2)②のところで「特別な事情がある場合を除き」と書いておりますが、これについては、前回の委員会だったかと思いますが、捜査に携わった方々の生命、身体の安全といったものをイメージして書いたところがございます。表現上やや抽象的だとわかりにくいという御批判かと思いますが、実際の運用に当たってはそうならないように、なるべく透明性を高めながら取り組んでいきたいと思っております。

○武井副委員長 あと2点だけ質問します。

充て職の問題ですけれども、例えば、環境整備公社、エコクリーンの問題なんかでも、副知事が充て職で非常に責任が不明確であったというような話も課題としてありました。今後は原

則、知事なり副知事なりの充て職というものは設けられないという方向で、公社については推移していくという理解でよろしいでしょうか。

○桑山行政経営課長 この公社等改革指針の中では、一部例外の公社もございますけれども、必要な場合を除いて県の職員は代表者には就任しないというのを原則にしております。ただ、理事等の代表者以外の立場につきましては、公社等によって濃淡はありますけれども、県との緊密な連携が必要な場合などありますので、状況に応じて理事等の役員に就任する場合はあり得ると思っております。

○武井副委員長 次に移りますが、先ほど星原委員からスポーツ施設協会と体協の話などがありましたけれども、スポーツ施設協会というのは運動公園の管理というのが主たる業務であるわけです。県立芸術劇場なんかでもそうですが、平たく言えば、指定管理がとれなければ財団として事実上存在し得ないというところがあるかと思うんです。そういった団体というのは、逆に言えば、競争の公平性というのは置きますが、民間との競争によって指定管理をとる。その指定管理をとることによって公社として存在し得るということに結果としてなっているわけです。ということは、平たく言えば民間でもできることをやっているとも言えるのではないかと思うんです。つまり、指定管理を主たる業務としている団体というのは、イコール統廃合の対象になるということにはならないのかお伺いをいたします。

○桑山行政経営課長 指定管理を受けるという部分においては民間との競争が起きているわけでございます。ただ、民間と競争が起きているから芸術劇場という財団がなくもいいのかということになりますと、現に受け皿として機能し

ている以上は、今現在の存在意義はあるんだろうと思います。かつて青少年研修協会が、指定管理者制度を導入して、指定にならずに解散という事例もございましたが、仮に指定管理を受けている団体が次の更新の段階でとれなかった場合には解散ということはあろうかと思いますが、現時点では受けるのにふさわしい団体として存在しているものと理解しております。

○武井副委員長 今、指定管理を受けているわけですから、今すぐ解散するべきだということではないんですが、民間の会社や企業とそこが指定管理の競争をして、コンペをして指定管理をとっているということですが、一方でそちらのほうに県のOBであるとか（さっき派遣の話をいろいろしましたけれども）行っている、一方では純粋な民間の団体だという中で、そこで競争したときに、いわゆる公社側のほうがとっていく。すなわちそもそもが公平な競争なのかという疑義を若干感じなくもないんです。すなわち、民間でもできるということを証明しているということですから、そういった意味では次の指定管理の更新時に合わせて外郭団体としてのあり方は整理していく。つまり、次の指定管理には手を上げずに整理の方向に取り組んでいくといったようなことは考えられないのかお伺いをいたします。

○桑山行政経営課長 指定管理者制度は、公の施設をどういった技術力とかを持った団体に委託管理をしてもらうのがふさわしいかということから検討していくことになろうかと思えます。公社等改革の立場から言いますと、おっしゃるようにこの2つをリンクして考えると非常に難しい問題になるわけですがけれども、指定管理を受けられなかった場合には、そこに自立できないという問題が生じてまいりますので、

公社等の立場からすると別の収益事業で努力するような財団として今後存続していくのかとか、違った幅広い視点での公社等のあり方というものはある得るんじゃないかと思っております。

○丸山委員長 今回、45というふうに絞っていただいたんですが、逆に、外れた法人等があると思うんです。それに対する県としてのスタンスはどうなるのかというのが一つと、その中に小さい出資金のところもあります。今後、平成25年までに一般財団になるとか解散したときには、県の出資金が非常に気になります。その取り扱いを今後どういうふうに考えているのかも含めてお伺いしたいと思います。

○桑山行政経営課長 おっしゃいますように、今回、指針の対象外となった出資等をしている公社等がございますが、これにつきましては引き続き担当課におきまして、この指針の対象とはなっておりませんけれども、当然、私どもとしては指導、助言等していく必要がありますので、そのように取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、小さいところを含めた新公益法人制度への移行に伴う県の出資金等の取り扱いということでございましたが、引き続き、県が出資という予算の支出を行った目的に照らして、同じような目的を継続してやっていけるように要請をして、必要な場合には県への寄附ということもあり得るかもしれませんが、引き続き出資目的に沿った活用をお願いしていきたいというふうに思います。

○丸山委員長 もう一点です。我々のほうで条例を議論しているわけですが、「知事等への意見」という形の項目をつくらうとしております。今回、改革指針をある程度つくっていただ

いているんですが、先ほどお伺いしましたら、公社等の廃止を5つぐらい考えているけど、具体的には1つしかないということでもあります。今後、議会からのいろいろな提言が出た場合に、それをどのようにしんしゃくして公社等に指導ができるような権限を県のほうを持っているのか、議会からの要請に対してどのように取り組もうと考えているのかお伺いしたいと思います。

○桑山行政経営課長 この公社等改革指針、指導の根拠を法律などに求めるとすれば、民法とか指導監督基準という国の定めた基準等ございますが、この指針の考え方としては、まず公社みずからが自主的な改革に取り組むべき、そして県が必要な指導、助言等を行うということで、一体となって取り組もうと考えております。したがって、議会のほうから統廃合等に関して意見等いただきましたら、それを真剣に受けとめて検討した上で、しっかり対応していく必要があるというふうに思っております。

○山下委員 改革というのはお互いに痛みを分かち合わないといけないわけですが、ずっとこの特別委員会の中で話が出ていたのが、畜産公社の改革ということがいろんな例で出されてきたんですけど、過去、私もこれには深くかかわっていた経緯があるものですから見守ってきたんですが、これだけ改革を進めてくる中で、畜産公社に対しては、各市町村、農業団体かなりな出資をしてきたんです。これは40年の歴史があったわけですから、特に県内の畜産振興のために大きな役割を果たしてきた。しかし、先ほども説明がありましたように、牛を預ける人が少なくなったから経営不振に陥ってきた。累積損がどんどんふえてきたんです。これを何とかしなくちゃいけないということで、ここ5～6

年慎重審議をしてきていたんですが、今回、こういう改革の目標が設定されて、その中で大きな県の指導力のもとにこれだけ改革が進んだらと思うんです。これを進める中で把握しておられる点をお伺いしたんですけど、一つの例をとって言われた内容で畜産公社なんです。これは農業団体、そして市町村がかなりな債権放棄をして、新たな再建に向かって経営はしていくわけですが、そういう改革を進める中で、一つは犠牲的なものがあるんです。新たな出発をした場合にもう返ってこないわけですから。これを進めようとする場合に、そういう痛みを分かち合う、例えば市町村とか団体とか絡みがありますから、ほかの改革を進める中で、5法人ということがあるわけでしょう。

○丸山委員長 個別案件は今回、控えてもらうと助かるんですけども。全体的な話であれば、今言われたように、県の指導によって統廃合とかかなり厳しい改革になったときに、市町村なりと連携をうまくやっていくのかという質問であればお答えに困らないかと思います。

○桑山行政経営課長 おっしゃるように畜産公社についてはいろいろ課題が出てきておりますので、今後とも担当部局とともに改革に向けての努力をしていきたいと思いますが、個別には、畜産公社の改革工程表の中で、一たん生産の方向が打ち出された。その後、県と都城市と経済連の3者で今後のあり方を検討している状況でありますので、そういう状況を見守っていききたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 要望しておきたいと思います。余り総務部の方とこういう場でお会いする機会がないものですから。

今回の公社等の指針については、外郭団体についての事業額なり人件費なりいろんなものを

削減していこうということだろうと思います。実はせんだって、ある福祉事務所に行きましたら、病休の方とかおられまして、その後を臨時職員の方がケースワーカーをやっていると。ある市でもそのようなことが常態になっているというようなことで、これまででしたら、職場にある程度の弾力性がありましたから、他で職員がカバーをしていくことが可能だったんですけども、今、そういう状況にないということで、臨時職員の方が生活保護の個別の相談に乗っているということです。厚労省は好ましくないと言っているらしいんですけど、公的扶助を無視した法違反ではないか、そんな状況になってきているのがありました。ですから、この公社等の改革についてもそういうことが起きないように配慮をお願いしたい。ということは両方で、例えば県職員の1,000名減少というのがありましたけれども、急速な減少でかなり職場が回らなくなってきた。結局、アブハチ取らずといいますか、県民福祉の向上という行政目的を達し得ない状況が出てきている。今回の公社等改革指針でもそういうことが起きないように、十分念頭に置いて対応していただきたいと思います。これは要望をお願いします。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようですので、以上で執行部の概要説明を終わらせていただきます。

総務部の皆さんは退席していただいて結構でございます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

それでは、委員協議に入りまして、まず、協議事項（１）の「出資法人への関与事項を定める条例（仮称）」についてであります。前回の委員会では、「条例の対象とする法人の範囲」などを協議していただきましたが、一たん各会派に持ち帰って検討した後、改めて協議することになりました。

先日、事前に、各委員のほうには各会派で検討していただく際の「検討のポイント」をお配りしたところではありますが、改めて資料１としてお手元に配付しております。この資料は、各法人への出資の状況や、各法人の所管となる常任委員会について記載したものでありますが、先ほど総務部から追加の説明がありました38番の中小企業団体中央会を追加・変更しておりますので、御確認をお願いいたします。

また、資料の事前配付の際に御説明した点を改めて申し添えますが、29番母子寡婦福祉連合会、39番養鶏協会については、小規模団体であり、経営評価が難しいことから除外しているほか、41番ソフトウェアセンター、42番ミヤチクについても、商法法人であり、県の関与の程度が低いことから除外しておりますので、御了解いただきます。

それでは、資料１の１ページから２ページに沿った形で、各会派の検討結果を踏まえて御意見を賜りたいと思います。

まず、私のほうから、自民党としての結論を先に述べさせていただきます。

検討事項１に関しては、②の４分の１以上を出資する法人にすべきだということでありませう。

検討事項２に関しては、その他の法人、出資以外の法人も加えるべきということでありませう。

そうなりますと検討事項３に移るわけでありませうけれども、どういう法人を対象とすべきかということになりますと、自民党会派から出た意見としては、特定法人に絞るべきであって、特に社会福祉事業団は、今は社会福祉事業団の名義になっておりますけれども、以前は県の土地であり建物であるので非常に関与も高いということで、社会福祉事業団だけは除かないということでありませう。

２ページの知事からどのような形で報告を受けるのかということでありませうが、これに関しては、②の知事等の評価も加えて報告すべきだということになっております。なお、これに関しては、私も説明したのでありますが、これまで６月議会で報告をしていただいたわけでありませうけれども、この評価を踏まえますと、この時期が、６月以降の議会、恐らく決算委員会が開かれる議会のときになるのではないかと考えております。

運営に関することでありませう。議会においてどのように報告を聴取するのかということでありませうが、各常任委員会で一法人ずつ報告を受けることにしたいということでありませう。改革指針の45のうちに、社会福祉事業団を踏まえますと26団体になるんですが、45引く26の19団体も、その他の報告事項ということで、一つの法人の説明が終わった後に、せっかく公社等改革指針をつくっていただいた団体は、すべて報告をしていただくスタイルがいいのではないかという意見がありましたので、報告させていただきます。

次に、社民党さんからお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○鳥飼委員 条例のあり方については、原則、簡素のほうがいい。法とか政令に準じたもの、

他の条例を含めていくのが妥当ではないか。それに満たないものについては、「県が特に必要と認めたもの」ということで、県に一定程度のフリーハンドを認めていっていいのではないかというのが基本的な考えです。

4分の1でもいいんじゃないかと思うんですが、まだ自治法改正になっていないですよ、答申があったという段階で。ここはちょっと迷うところですけども、改正されるということが確実であればという前提つきで、4分の1ということになれば4分の1でもいいのではないかと。

検討事項2は、先ほど申し上げたとおりで、条例の中に「県が特に必要と認めたもの」という項目をつくってカバーをしていけばいいのではないかと。対象にはするけど、そこで拾っていくということです。特定をしないということです。上げない。①ということにはなるんですけども、表現については十分検討をお願いしたい。

検討事項3は、これも同様なことでしょうか。①で結構だと思います。

検討事項4は、県の評価が終わった後のものを受けるということですから、②です。

それから、5は所管常任委員会ということですから、①です。

○丸山委員長 続きまして、公明党さん、お願いいたします。

○河野哲也委員 検討事項1は、②です。

検討事項2は、①。

次は意味がよくわからなかった。検討事項3へ行けということだったので、検討事項4は検討していません。

検討事項3は、①ということです。

運用に関することは、①ということです。

○丸山委員長 民主党、井上委員、お願いします。

○井上委員 検討事項1は、②です。

検討事項2については、①です。

検討事項3は、①です。

検討事項4は、②です。

検討事項5は、①です。

○丸山委員長 県民の会さん。

○徳重委員 検討事項1については、②で了解をいただきました。

検討事項2は、①です。

検討事項3は、特定の社会福祉法人は対象とすべきということで、①です。

検討事項4については、②です。

運用に関する事項は常任委員会でやっていただきたいということで、①です。

○丸山委員長 愛みやざきさん、武井副委員長。

○武井委員 すべて一緒なんですけど、1番が②、2番が①、3番が①、4番が②、検討の5が①です。

○河野哲也委員 検討の2で、①条例の対象とするのは検討事項3へ行けという意味で、条例の対象としないのは検討事項4へ行けという意味じゃないんですか。知事等からどのような形で報告を求めるかというのは、運用の部分で、県議会においてどのように報告を聴取するかということになると、検討事項4は条例の対象としないということで、知事から報告を受けるという意味です。

○丸山委員長 これは紛らわしい表現でした。済みません。ミスであります。

それでは、今の取りまとめをさせていただこうと思います。多少意見もあったんですが、検討事項1は、②の4分の1以上ということでは

いと思っております。

検討事項2は、①のそれ以外も対象とするということでありました。

検討事項3は、表現のあり方を考えてほしいという意見もありましたが、特定法人も対象とすべきではないかという意見が多かったというふうに認識させていただきました。

知事等からどのような形で報告を受けるのかというのは、すべて②ということで、全会一致です。

運用に関することについては、検討事項5でありますけれども、①で全会一致という形ではよろしいかと思えます。

検討事項3の特定の法人をどう表現するのかというのは、また意見を賜わりたいと思えます。

○鳥飼委員 2の表現ですよ。条例改正はそのたびにせんでいいようにしてほしい。

○丸山委員長 今回の意見は、出資比率が変わったり、県からの財政支出が変わるたびに条例を変えるという書きぶりじゃ困るということでもとめてよろしいでしょうか。

それでは、御意見をいただきましたので、今のような形で法人の範囲については決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、2ページの検討事項4に関しても、②の知事等の評価も加えて報告を受けるということにさせていただこうと思えます。

運用に関しても、先ほど決定したとおりにさせていただきます。

以上で、資料1の検討のポイントに関する協議は終わりますが、今後はその他の部分につい

ても検討を進めていく必要があります。そのため資料として、ここで書記より資料2を配付させますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

〔書記が資料を配付〕

資料2は、条例の全体について、条文の案、趣旨、検討事項等をまとめたものであります。

今後は、これに基づいて条文の一つ一つを確認していく必要があります。ただいまお配りしたばかりでありますので、この場で意見を伺うのではなく、一たん持ち帰っていただいて、改めて協議したほうがより議論が深まると思っておりますが、その前に、持ち帰るのか、もしくは1回説明を聞いてから持ち帰る、持ち帰らないを決めたほうがいいのか、いろんな意見をここでまず賜りたいと思えます。

なお、2月定例県議会には上程を考えておりますので、2月18日が開会日ではありますが、定例会の開会日にもう一回特別委員会を開かないと、この場では決めづらい点も残っているのであれば、2月18日に特別委員会を午後からでも開会するという事も踏まえながら、今後の資料2の取り扱いについて御意見を賜ればありがたいと思えます。

持ち帰るためにも説明をいただいたほうがいいのか、説明せずにとただ持ち帰りでもいいのかをお伺いします。

○星原委員 今、説明の最後のほうでありました、説明を簡単に受けた後持ち帰って、また途中でもう一回という形のほうがいいかなと思えます。

○鳥飼委員 中途提案という形をとってもいいんじゃないですか。かなり議論をしてわかっているわけだから、急いで進めて開会までということではなくても。

○丸山委員長 今回の集約いたしますと、資料2に関して書記のほうから簡単に説明をさせますので、それを聞いて、ここがポイントだというのを理解して各会派に持ち帰っていただいて、2月18日に改めて協議するというようにさせていただきます。

それでは、書記のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○福島副書記 では、簡潔に御説明いたします。

四角で囲ってありますところが、条例の本文と申しますか規定になるところでございます、その下が若干検討していただくとか、その趣旨を書いたものでございます。

1枚目につきましては題名と目的を書いておきます。いずれもこの条例の内容をわかりやすくあらわす必要があるということで、御検討いただければというふうに思います。

めくっていただきまして、第2条が定義のところですが、今、御決定いただきましたように、4分の1以上の法人プラスアルファの法人を対象にするということ。それから、この条例を何度も改正する必要のないようにしたほうが良いという御意見もございましたけれども、一応法人につきましては条例の中では範囲を決めまして、具体的な法人等につきましては規則で名称を列記することも考えられるということで、こういう案にしております。

それから、第3条県の責務につきましては、出資法人等とのかかわりについての県の責務を2項目ほど書いてございます。

めくっていただきまして、法人が行う経営評価と、それを踏まえて知事等が評価を行った上で議会のほうに報告をするという流れを規定いたしております。

下のほうに書いてあります検討事項につきましては、運用のところに出てくることもございますので、条例の本文とは関係ないということで、後日御検討いただければというふうに思っております。

めくっていただきまして、第5条です。先ほど委員会の中でも委員長のほうから御質問等がございましたが、議会のほうが報告を受けて、法人のあり方等について議会のほうから意見を言う内容になってございます。

それから第6条と、めくっていただきまして第7条は、執行部サイドのほうで自主的に法人等とのかかわりを随時見直してくださいという内容となっております。

それから、最後のページの第8条が委任ということで、条例では大まかなことを決めまして、細目的なことは規則に委任することが常でございますけれども、そのための委任規定を置いてございます。

それから、最後が附則でございます、この条例は22年の4月1日から施行する。第2条の経過措置といたしまして、22年度分の法人が行う事業から経営評価を行ってもらうということにしております。したがって、実際、県議会等に報告がございましては23年度からということになるかと思っております。

以上でございます。

○丸山委員長 御意見、御質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは次に、協議事項(2)の委員会報告書骨子(案)についてであります。

それでは、資料3を書記に配付させます。

〔書記が資料を配付〕

資料3を見ていただきたいと思います。正副委員長で協議して作成しました「委員会報告書骨子(案)」でございます。Ⅱの調査活動の内容については、当委員会の調査事項やこれまでの委員会活動を踏まえて、1 公社等出資団体等の改革について、右のページであります。2 行財政改革の推進について、3 予算編成のあり方についてと大別し、またそれぞれを括弧数字にありますような項目に分けて記述しております。

それでは、その詳細につきましては書記のほうから説明させていただきますので、松下書記、よろしくお願いします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

まず、1の公社等出資団体等の改革についてであります。こちらが当委員会ではメインになっている項目であります。大きく(1)から(4)と4つに分かれておまして、まず(1)は、公社等を取り巻く現状ということで、昨今の公社等を取り巻く環境の変化等を記述するものです。(2)は公社等の現状及び課題に関する調査ということで、当委員会ですという調査をして、どういう課題を見つけたのかについて記述します。(3)が県当局の行った公社等改革指針の見直し、(4)が、今御議論いただいております条例についてと、大きく4つに分かれております。

まず、(1)の公社等を取り巻く現状ですが、①公社等の果たしてきた役割では、公社等がこれまで非常に重要な役割を果たしてきたということを記述します。②本県における公社等の現状では、公社等改革指針に基づいてこれまで一定の改革が行われてきたことを記述します。③では、国が所管する法人における今の問題、天下り等の問題が取りざたされているこ

と。これらを踏まえて、④では、県と公社等はどういったさらなる改革が求められているのか、県民の福祉の向上のためにどういう改革が求められているのかについて記述します。公社等へ厳しい目が向けられる中、一層の透明性の確保や、厳しい財政状況の中、効率的な県の関与、また自立的な法人経営の実現、官から民への流れの中で、法人が力を発揮できる県の関与の検証、こういったものがさらなる改革として今後必要であるという整理をするものです。

(2) 当委員会の調査ですが、①県当局からの現状等の聴取のところ、関係部局や各法人を呼んで現状等を調査したこと。②法人からの現状等の聴取のところ、県内調査で各法人を訪問して調査を行ったことを記述するものです。③県退職者の公社等への再就職状況の調査、これは国の実情とは異なる、すなわち、国はいわゆる天下りをしまして、行った先でも退職金を受け取っていたり、退職前と同程度の報酬を受け取っていたり、非常に税金の無駄遣いと批判されている問題がありますが、本県の場合はそういった問題はないということがわかったものの、県と法人が今後もさらなる公表の推進をすべきであるということ、記述するものです。④は、以上の調査を踏まえ、今後のさらなる改革の推進に向けた課題を2つ掲げるものです。アは出資法人以外の法人の改革であり、これまでの改革がおくれていましたので、今後、県と法人が協調して改革を推進すべきだということ。イは県議会における監視機能の強化であり、今後、一層の県議会の監視機能強化が必要だという2つの課題となっております。

次に、(3)では、公社等改革指針の見直しということで、①では、対象とする法人の範囲の見直しが行われて、出資法人以外の法人にも

今回対象が拡大されたこと。これによって先ほど述べた課題アが解消されていること。とは言ながらも、さらに対象法人を追加するように当委員会から提言を行い、3つの法人が追加となったことを記述するものです。②は新しい公社等改革指針の概要ということで、その他、きょう説明のありました内容等について記述するものですが、出資法人は県が主導的になり、また他の法人については両者が協調して改革の推進に取り組んでいくようにというような内容であります。

右のほうに行きまして、(4) 条例に関することですが、①条例の必要性としては、さらなる改革を持続的かつ確実に推進するための制度を構築する必要があるということ。もう一つが、県議会の監視機能の強化をする必要があるということ。これは先ほどの課題イの解消のためです。これを解消する方策として条例を制定するのだという必要性を記述するものです。②条例の概要については、条例の対象法人の範囲の検討結果等を記述するもので、県が主導的な立場で改革を実施する必要がある出資法人を基本とし、4分の1以上の出資法人を基本とするというようなことが決定したことを記述するものです。③では、条例の運用に関する事項としまして、先ほど決まりました、各常任委員会において一法人ごとに報告を受けるのが望ましいといった内容を記述するものです。

以上で公社等改革の部分は終わりました、2 行政改革の推進、3 予算編成のあり方につきましては、県外調査や県内調査を通じて把握できた本県の行財政改革の現状と課題を踏まえて、それぞれの項目ごとに、県当局への改革の推進を要望する形で記述することとしております。

そして、Ⅲが結びということで、最後に総括

を行うというような骨子(案)となっております。

説明は以上です。

○丸山委員長 正副委員長の骨子(案)の説明は以上であります、何か御意見等はございませんか。

○鳥飼委員 報告書はいつ出すんですか。

○松下書記 最終的なものは2月定例会の閉会日ですが、今からお諮りいただくかと思っております、正副委員長案の段階で皆様に御確認をいただくことになる場合は、2月定例会の初日あたりには案を御確認いただくような形になるかと思っております。そこから修正等を加えまして印刷、製本に入りまして、閉会日に配付となる予定です。

○丸山委員長 それでは、報告書の骨子は資料3のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、この骨子(案)に基づいて報告書の原案を正副委員長のほうで作成いたしまして、その後、印刷等の関係上、事前に書記を通じて委員の皆様にご了解をいただく形で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと存じますので、その際の御対応はよろしく願いいたします。

それでは、最後に何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次の委員会は、先ほど言いましたとおり、条例の詳細についての各会派からの御意見を聴取したいということも踏まえておりますので、2月18日の開会日、行事があるときには多少時間がずれると思っておりますけ

れども、午後1時を目途としておりますので、
よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会しま
す。

午前11時55分閉会